

渋川地区市町村任意合併協議会設置に係る従事職員 の身分の取扱いに関する協定書

渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村（以下「6市町村」という。）は、渋川地区市町村任意合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に伴い、協議会の事務局の事務に従事する職員（以下「従事職員」という。）の身分の取扱いについて、下記のとおり協定を締結する。

記

1 従事職員

6市町村の長は、渋川地区市町村任意合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、別紙の者を指定する。

2 従事期間

従事職員の従事する期間は、平成15年10月5日から平成16年3月31日までとする。

3 従事場所

従事職員の従事する場所は、会長の属する市、町又は村（以下「会長市町村」という。）とする。

4 身分

従事職員は、当該職員の属する市、町又は村（以下「所属市町村」という。）の職員の身分を保有するものとする。

5 給与

従事職員の給与は、所属市町村が負担するものとする。

6 昇格、昇給及び昇任

従事職員の昇格、昇給及び昇任については、所属市町村の関係規定を適用し、所属市町村が発令するものとする。

7 旅費

従事職員の旅費は、会長市町村の例により、協議会が支給するものとする。

8 服務及び勤務条件

(1) 従事職員の休暇は、所属市町村の関係規定を適用するものとし、その承認は会長が行うものとする。

(2) 従事職員の職務に専念する義務の免除の許可は、会長市町村の関係規定を適用するものとし、会長と所属市町村の長がその都度協議のうえ、会長が行うものとする。

(3)前2項に規定するものを除く外、従事職員の勤務時間その他の勤務条件に関しては、会長市町村の関係規定を適用するものとする。

9 分限及び懲戒

従事職員の分限及び懲戒は、所属市町村の関係規定を適用し、所属市町村が行うものとする。

10 福利厚生

(1) 従事職員の保健、レクリエーション等厚生制度（以下「福利厚生制度」という。）は、所属市町村の職員の例によるものとする。

(2) 従事職員に係る福利厚生制度の維持経費は、所属市町村が負担する。

11 共済組合等

(1) 従事職員は、所属市町村の職員として群馬県市町村職員共済組合に加入するものとする。

(2) 従事職員が所属する市町村は、従事職員に係る掛金及び特別掛金を徴収し、これらに見合う所用負担金とともに、群馬県市町村職員共済組合に納付する。

(3) 従事職員に係る群馬県市町村総合事務組合に対する負担金は、所属市町村が負担する。

12 公務災害補償

(1) 従事職員の公務上の災害に対する補償の認定手続等は、所属市町村が行う。

(2) 従事職員に係る地方公務員災害補償基金に対する負担金は、所属市町村が負担する。

13 従事期間の更新

2に定める従事期間の満了の日までに、6市町村から何らの意思表示もされないときは、当該従事期間は、更に1年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

14 その他

この協定書に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めるもののほか、従事職員の身分取扱い等について定めるべき事項が生じたときは、会長市町村と所属市町村との協議により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を6通作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成15年10月5日

澁川市長 木暮 治 一

伊香保町長 関口 俊 二

小野上村長 小野 利 治

子持村長 阿久津 貞 司

赤城村長 永井 良 一

北橋村長 木村 榮 一

別紙（ 1 従事職員関係 ）

市町村	職 名	氏 名
澁川市	企画部 部長	吉原 康之
	総務部行政課付 室長心得	五十嵐 研介
	総務部行政課付 主幹兼係長	福島 泰利
	総務部行政課付 主幹	笹原 浩
	総務部行政課付 主幹	灰田 幸治
伊香保町	企画観光課 係長	藤岡 孝広
小野上村	企画観光課 係長	飯塚 玄浩
子持村	企画課 係長	寺島 剛
赤城村	企画課 主査	須田 茂之
北橘村	総務課 課長補佐	萩原 一夫